

質疑回答書

2023年7月25日

参加者各位

町田市長 石坂 丈一

質疑に対し、以下のとおり回答いたします。

<b>【件名】</b> 町田市要介護認定・要支援認定業務委託(2023年10月1日～2026年9月30日)	
<b>【担当者名】</b> 村山・佐藤・矢田部 <b>【電話】</b> 直通 042-724-4365	
<b>質問内容</b>	<b>回答内容</b>
別紙1 要介護認定業務詳細説明書 P3 1 申請受付(9)、P5 1 主治医意見書作成(2) 資格者証同封時各種印刷物及び、介護保険主治医意見書提出依頼書のご案内発送時各種印刷物の折り作業について、機械または手折りの別についてご教示いただけますでしょうか。	手折りを想定しています。
別紙1 要介護認定業務詳細説明書 P12 1 認定審査会(3) 審査会開始時間についてご教示いただけますでしょうか。また、ご回答にて夜開催の審査会がある場合の委託業者対応合議体数についても併せてご教示いただけますと幸いです。	昼は13時から13時30分の間に審査会が開始され、夜は18時から19時の間に審査会が開始されます。夜開催の審査会は別紙2 5. 介護認定審査会事務に記載の通り、月20件を想定しています。
別紙1 要介護認定業務詳細説明書 P18 居宅介護支援事業者への情報提供(2) 「申請中のものについては受付台帳に入力後結果待ちのファイルで保管し」とありますが、「認定結果が出ていない申請者に対する情報提供申請」という認識で間違いないでしょうか。またその場合の当該対象申請数の月間または年間平均申請数・全体の申請割合をご教示いただけますでしょうか。	その通りです。 別紙2 10. 情報提供(介護保険事業所)に記載の通り、2023年度は8,000件(6ヶ月間)、2024年度は17,600件(12ヶ月間)、2025年度は19,600件(12ヶ月間)、2026年度は10,000件(6ヶ月間)を想定しています。 認定結果が出ていない申請者に対する居宅介護支援事業者の情報提供申請の割合は約10割です。
別紙1 要介護認定業務詳細説明書 P10 認定審査会資料(本審査分) 1 審査会資料の内容照合(6) 認定調査項目がテキストに沿った内容で乖離がないか、併せて認定調査票と主治医意見書の内容の整合性がとれているのか確認するとの事ですが、発生した疑義は担当職員へ引き継ぎ、受託事業者が認定調査員や医療機関等へ問合せを行うことはないという認識でお間違いないでしょうか。	その通りです。